

# 新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言



◆当団体は、感染防止対策として、次の取組を推進します。

## 1 社会的距離の確保

- 防護スクリーン等の設置による乗務員と乗客の飛沫感染の防止の工夫
- 飲食については、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める
- 待合所、車内等において、可能な限り周囲の人との社会的距離を保つよう表示・周知
- 乗車券販売、案内窓口、対面する場所にビニールカーテン等を設置

## 2 従業員及び乗客等の保健衛生対策の徹底

- 乗務員は、運行中はマスクの着用を徹底する
- 従業員のマスク着用及び手洗い(手指消毒)
- 乗客等に対し、マスク着用及び手洗い(手指消毒)を呼びかけ
- 消毒液の設置、ごみ廃棄時の衛生管理、衣類のこまめな洗濯

## 3 施設の衛生管理・換気の徹底

- エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを表示する等により、乗客が安心して利用できるように配慮する
- 車内の座席やつり革、手すり、防護スクリーンなど、不特定多数の利用者が頻繁に触れる箇所については、こまめに消毒を行う
- 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。
- 窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を開け換気に努める
- 共有する物品(テーブル、椅子等)は、定期的に消毒する

## 4 その他業種別ガイドラインに沿った感染防止対策の実施

### その他独自の取組

- 対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと
- 疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、発熱や咳等の症状が確認された場合は、自宅待機とする
- 従業員の感染が確認された場合、保健所、医療機関の指示に従うほか、地方運輸局等に連絡する

上記の内容を当団体会員等へ普及し、取り組みを支援します。

令和2年6月26日

一般社団法人 栃木県バス協会